

決算特別委員会会議記録

決算特別委員長 元吉 俊博

1 日 時

令和元年10月10日（木） 午前10時01分から
午後 3時00分まで

2 場 所

本会議場

3 出席した委員の氏名

元吉俊博、井上明夫、志村学、井上伸史、今吉次郎、太田正美、森誠一、大友栄二、木付親次、古手川正治、濱田洋、成迫健児、高橋肇、羽野武男、二ノ宮健治、守永信幸、原田孝司、吉村哲彦、戸高賢史、堤栄三、荒金信生

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

清田哲也、阿部長夫、浦野英樹、馬場林、猿渡久子

6 出席した執行部関係者の職・氏名

企業局長 岡本天津男、会計管理者 山本修司、代表監査委員 首藤博文、
監査事務局長 小野賢治、病院局長 田代英哉 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

第81号議案平成30年度大分県病院事業会計決算の認定について、第82号議案平成30年度大分県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について、第83号議案平成30年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、第95号議案平成30年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について及び第106号議案平成30年度大分県用品調達特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行った。

詳細については、別紙「会議の概要及び結果」のとおり。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班	副主幹	矢野順子
議事課委員会班	課長補佐（総括）	富高德己
議事課議事調整班	副主幹	油井勝彦
議事課委員会班	主任	小春拓也

決算特別委員会次第

日時：令和元年10月10日（木）10：00～

場 所：本会議場

1 開 会

2 企業局決算審査

- (1) 決算説明
- (2) 決算審査説明（代表監査委員）
- (3) 質疑・応答
- (4) 内部協議

3 病院局決算審査

- (1) 決算説明
- (2) 決算審査説明（代表監査委員）
- (3) 質疑・応答
- (4) 内部協議

4 一般会計及び特別会計決算審査

- (1) 決算概要説明（会計管理者）
- (2) 決算審査説明（代表監査委員）
- (3) 質疑・応答

5 部局別決算審査

- (1) 会計管理局
 - ①決算説明
 - ②質疑・応答
 - ③内部協議（上記4も含む）
- (2) 監査事務局
 - ①決算説明
 - ②質疑・応答
 - ③内部協議

6 その他

7 閉 会

会議の概要及び結果

元吉委員長 ただいまから、決算特別委員会を開きます。

第2回定例会及び第3回定例会において付託を受け、継続審査となっている第81号議案から第83号議案まで及び第95号議案から第106号議案までの15件の決算議案の認定について、本日から審査を行います。

審査に先立ち、決算審査の方針等について申し上げます。

去る7月18日の委員会において、本委員会の運営要領を決定していただきました。決算審査の方針として、(1)計数の確認、(2)収支の正否、(3)財産管理の適否、(4)行政効果、(5)必要な改善措置となっています。具体的な審査については、先日の委員会でお配りした決算審査のしおりを参考にしてください。

次に、前年度の審査報告書に対する措置結果についてですが、各部局審査の際に、該当部局から説明がありますので、措置結果に対する質疑は、各部局審査の質疑とあわせてお願いします。

執行部に対し資料の要求等がある場合は、質疑とあわせて要求していただくようお願いします。また、各部局の審査終了の都度、審査における質疑等を元に審査報告書の検討を行います。各委員においては、運営要領に従い、円滑な委員会運営に御協力をお願いします。

それでは、この際、付託された議案を一括議題とし、これより審査に入ります。

本日は、企業局及び病院局の公営企業会計の審査並びに一般会計・特別会計に関する会計管理者、監査委員からの概要説明及び会計管理局、監査事務局の部局別審査を行います。

これより企業局関係の審査を行います。執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭をお願いします。

それでは、企業局長及び関係者の説明を求めます。

岡本企業局長 委員の皆さま方には、日頃から電気事業、工業用水道事業の運営に格別の御理解、御支援をいただき厚く御礼申し上げます。

最初に私から、平成29年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況について御報告します。

お手元の配付資料を御覧ください。措置結果の欄の最初の方に、企業局の時間外勤務の状況を記載しています。

企業局は、発電所やダムなどの施設がありますので、台風や梅雨時期など自然災害が発生する時期には、災害対応のために業務が発生します。①がそうした災害等で生じた時間外勤務を含む時間数、②が災害除きの時間数となっていて、いずれも減少傾向です。

しかしながら、近年、全国的に自然災害が多発傾向にあることや、現在、発電所のリニューアル事業など業務量も増加傾向にあることから、引き続き、時間外勤務の縮減に強力に取り組んでいく必要があります。

その取組の一つとして、資料の中ほどに、働き方改革の取組とありますが、平成30年度に、時間外勤務の縮減に向けて、各所属から出された提案を元に意見交換を行い、取組可能な12項目を定めました。内容は、業務日誌の電子化や、地図データ及びGPS座標を活用した工業用水道管路台帳の作成など、業務の効率化により、時間外勤務の削減に効果が見込まれるものとなっていて、現在、順次、取組を進めています。

今後とも、適宜見直しを行いながら、働き方改革を進めていきます。

続いて、企業局の経営概況について御説明します。それでは、お手元の資料の1ページを御覧ください。

初めに電気事業です。

企業局では、大野川発電所をはじめ、12の水力発電所及び松岡太陽光発電所で発電した電

力を九州電力に供給していますが、平成30年度においては、このうち大野川発電所がリニューアル事業のために運転を停止しています。

1の売電実績電力量の推移ですが、平成30年度の水力発電の売電実績電力量は、赤の折れ線グラフの一番右端、約1億9,021万1千キロワットアワーで、目標供給電力量に対し99.9%となっており、ほぼ予定どおりの発電を達成しています。

なお、各年度の目標供給電力量は過去30年間の平均に、オーバーホール等による非稼働時間を考慮して設定していますが、平成30年度においては、大野川発電所リニューアル事業に伴う運転停止により、目標供給電力量は前年度に比べて大幅に減少しています。

その下に緑色で示しているのが太陽光発電です。平成30年度の売電実績電力量は約156万8千キロワットアワーで、ほぼ前年度並みとなっています。

次に2の電力料金収入の推移です。

平成30年度の水力発電収入は約19億1千万円で、前年度に対し89.0%となっています。また、太陽光発電の電力料金収入は約6,300万円で、ほぼ前年度並みとなっています。

3の契約時の水力発電単価の推移です。

九州電力とは2年ごとに総括原価方式に準じた契約更改を行っており、平成30年度は1キロワットアワー当たり10円3銭となっています。

また資料には記載していませんが、太陽光発電における料金単価は再生可能エネルギー固定価格買取制度の認定を受け、運転開始から20年間は1キロワットアワー当たり40円となっています。

4の純利益・純損失の推移です。

平成30年度の純損失は約6億9,900万円となっていますが、これは大野川発電所リニューアル事業や分収造林の評価替えなど、特別損失が発生したことによるものです。

続いて、資料の裏面2ページを御覧ください。工業用水道事業について御説明します。

工業用水道事業では、大野川から取水した水

を、大分市判田と大津留にある2か所の浄水場で浄化し、大分市内の各企業に工業用水として供給しています。

上段の1のグラフを御覧ください。

一番上の青い折れ線は各企業との1日当たりの総契約水量の推移を表したもので、平成30年度は約55万5千立方メートルとなっており、おおむね一定で推移しています。これに対し、一番下の緑色の折れ線は実際に各企業に供給した1日当たりの総実績給水量の推移を表したものです。平成30年度の実績給水量は日量約44万6千立方メートルで、契約水量に対する実績率は80.4%となっています。

水道料金は、安定した経営ができるよう責任水量制を採用しており、実用量が契約水量を下回っても、契約水量による料金を支払っていただくようになっています。これは、事業開始時に企業の要望によって設備規模を決定しているためです。

資料の中ほどの四角の中を御覧ください。

平成30年度末時点では43事業所と契約しており、全国平均では1立方メートル当たり約23円となっているところを15.8円又は8.8円と安価で提供しています。

契約水量の多い事業所は、1日当たり水量で日本製鉄23万立方メートル、鶴崎共同動力11万立方メートル、王子マテリア5万7千立方メートル、住友化学が5万4,300立方メートル等となっています。

一番下、2の純利益の推移です。

平成30年度の純利益は約3億9,200万円で、前年度に比べ約1億7千万円の減となっています。これは、固定資産に係る過年度損益修正損を計上したことなどが主な理由です。

工業用水道事業については、営業収益は安定しており、良好な経営が維持できているものと考えています。

企業局の経営概況の説明は以上です。

引き続き、総務課長から決算等の詳細について説明します。

姫野総務課長 第82号議案平成30年度大分県電気事業会計利益の処分及び決算の認定につ

いて並びに第83号議案平成30年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、お手元に配付の平成30年度大分県公営企業会計決算書により御説明します。

初めに、電気事業会計についてです。決算書の1ページをお開きください。

電気事業の概況ですが、平成30年度の発電状況などの総括事項等を記載しています。

続いて2ページに職員に関する事項、3ページに料金等に関する事項、次に4ページから6ページまでは工事、委託の発注状況などを記載していますが、時間の関係から説明は省略します。

次に7ページの3業務です。

一番上、(1)業務量ですが、さきほど岡本局長から説明したとおりです。

次に(2)事業収入に関する事項を御覧ください。当年度欄の一番上の営業収益は19億9,183万円余りで、前年度に比べ2億3,806万円余りの減となっていますが、これは主に、大野川発電所リニューアル事業に伴う運転停止によるものです。

次に表の中ほど、財務収益は6,193万円余りで120万円余りの減となっています。

次に事業外収益ですが6,628万円余りで前年度に比べて1,900万円余りの増となっています。

これは、知事部局等との交流職員の退職の際の退職手当について、企業局と他部局での在職年数で案分していますが、企業局での退職者が前年度は3名であったことに対し、平成30年度は4名となったことなどによるものです。

以上により、当年度の事業収入合計は21億2,005万円余りとなり、前年度に比べ2億2,026万円余りの減となっています。

次に支出である(3)事業費に関する事項を御覧ください。

一番上の営業費用は18億5,566万円余りで、前年度に比べ1億2,307万円余りの増となっています。主なところを見ていただくと、修繕費は3億3,094万円余りで、複数の発電所でオーバーホールを行ったことなどに

より8,706万円余りの増となっています。

一番下のその他は1億6,674万円余りで、7,904万円余りの増となっていますが、これは主に、農業水利施設保有合理化事業に係る工事負担金によるものです。

その下、財務費用は3,255万円余りで、前年度に比べ、1,262万円余りの減となっていますが、これは、企業債元金返済の進捗により、支払利息が経年減少したものです。

次の事業外費用は1,084万円余りで、1,303万円余りの減となっています。

その下の特別損失は9億2,054万円余りで、大野川発電所リニューアル事業に伴う固定資産除却費、分収造林の評価替え及び固定資産に係る過年度損益修正損によるものです。

以上により、当年度の支出である事業費合計は28億1,961万円余りで、前年度に比べ、10億1,795万円余りの増となっています。

この結果、一番下の表、差引収支の欄にあるように、平成30年度の電気事業の純損失は6億9,955万円余りとなり、前年度の純利益の額から12億3,822万円余りの減となりました。

次に、14ページをお開きください。

ただいま、御説明した収益・費用の状況を損益計算書の形にしたものです。

1の営業収益は(1)の電力料などで、金額欄の真ん中の列の一番上、19億9,183万円余りとなっています。

2の営業費用は(1)の水力発電費や(3)の一般管理費などで、真ん中の列の上から2番目18億5,566万円余りとなっています。

1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は、右端列の一番上で1億3,616万円余りとなっています。

このほか3の財務収益と4の事業外収益から、5の財務費用と6の事業外費用を差し引いた収支は8,481万円余りで、営業利益にこの額を加算した経常利益は右端列の下から5段目2億2,098万円余りとなっています。

7の特別損失は9億2,054万円余りで、経常利益からこれを差し引いた収支は、マイナ

ス6億9,955万円余りとなり、これが右端列の下から3段目、当年度純損失となります。

なお、当年度は約7億円の純損失を計上しましたが、特別損失を除いた経常収支で見ると、前に御説明したとおり、約2億2千万円の黒字となっていて、通常事業としては、良好な経営を維持できたものと考えています。

また、右端列の下から2段目、その他未処分利益剰余金変動額は平成30年度中に使用した減債積立金及び中小水力発電開発改良積立金の額ですが、5億179万円余りとなっています。

これにより当年度未処理欠損金は右端列の最下段、1億9,776万円余りとなっています。

次に、18ページをお開き願います。当年度未処理欠損金の処理について御説明します。

平成30年度大分県電気事業欠損金処理計算書(案)です。表の一番右の列、未処理欠損金については、一番上に記載の当年度末残高1億9,776万円余りについて、利益積立金から9,019万円余りを繰り入れ、その他未処分利益剰余金変動額に相当する5億179万円余りについては、これまでと同様に資本金に組み入れ、処分後残高の6億936万円余りを繰越欠損金として翌年度に繰り越します。

最後に、20ページをお開き願います。こちらが貸借対照表です。左側、資産の部の1の固定資産ですが、発電所の施設や送電線などの設備に関する(1)電気事業固定資産などで、固定資産合計が一番右端列、140億2,789万円余りとなっています。

その下、2の流動資産は現金預金、電力料等の未収金などで、流動資産の合計は右端列の下から2段目の53億8,734万円余り、固定資産と流動資産の資産合計は、その下の194億1,524万円余りとなっています。

次に、右の21ページの負債の部及び資本の部について御説明します。

負債の部の3の固定負債の(1)企業債ですが、金額欄の右から2列目の一番上のおり、未償還総額から令和元年度の償還分を除いた12億5,365万円余りとなっています。

なお、企業債については、8億1,900万

円を大野川発電所建設改良費のために、当年度に新たに発行しましたが、これは現在、借入利率が低水準であるため、投資有価証券等を処分するよりも、外部から借り入れた方が資金運用上有利であると判断したものです。

次に(2)の引当金ですが、退職給付引当金、修繕引当金及び特別修繕引当金で、合計はその下の段14億1,862万円余りとなっています。

以上により、固定負債の合計は右端列の一番上26億7,228万円余りとなります。

次に、4の流動負債です。

(1)企業債は、令和元年度中に償還する額、

(2)未払金は3月31日時点での工事代金の未払額などで、流動負債合計は、右端列の上から2段目の15億4,759万円余りとなっています。

これらに右端列の上から3段目の5の繰延収益1億7,840万円余りを加算して、負債合計はその下段の43億9,829万円余りとなります。

次に、資本の部についてですが、6の資本金及び7の剰余金を加算した資本合計は右端列の下から2段目150億1,694万円余りで、これに負債合計を加算した負債資本合計は右端列の最下段194億1,524万円余りとなり、前ページの資産合計と一致しています。

以上で電気事業会計の説明を終わります。

続いて、工業用水道事業会計について説明します。

決算書の49ページをお開きください。

工業用水道事業の概況ですが、平成30年度の総給水量、収支、損益等についての総括事項等を記載しています。

続いて50ページに職員に関する事項、次に51ページから53ページまで工事、委託の発注状況などを記載していますが、時間の関係から説明は省略します。

決算書の54ページをお開きください。

一番上、(1)の業務量ですが、さきほど局長から説明したとおりです。

次に、(2)事業収入に関する事項です。当

年度欄の一番上の営業収益は、20億1,411万円余りで、前年度に比べ943万円余りの増となっていますが、これは主に、契約水量が前年度から増加した事業所があったことによる給水収益の増です。

表の中ほどの営業外収益は2億3,683万円余りとなり、前年度に比べ1,437万円余りの増となっていますが、これは主に、退職者の退職手当に係る知事部局からの負担分の増によるものです。

その下の特別利益は2,556万円余りとなっていますが、これは固定資産に係る過年度損益修正益です。

以上により、当年度の事業収入合計は22億7,650万円余りで、前年度に比べ4,937万円余りの増となっています。

次に、支出である(3)事業費に関する事項です。一番上の営業費用は17億1,783万円余りで、前年度に比べ1億1,504万円余りの増となっています。これは主に、給水ネットワークを用いた隧道点検や老朽化対策などのため修繕費及び委託費が増加したことによるものです。

次に営業外費用は5,267万円余りで、前年度に比べ969万円余りの減となっていますが、これは、企業債元金返済の進捗により、支払利息が経年減少したものです。

その下の特別損失は1億1,421万円余りとなっていますが、これは固定資産に係る過年度損益修正損です。

これらにより事業費合計は18億8,471万円余りで、前年度に比べ2億1,956万円余りの増となっています。

以上を差引きして、一番下の差引収支の表ですが、平成30年度の純利益は3億9,178万円余りで、前年度に比べ1億7,019万円余りの減となっています。

次に、60ページをお開きください。ただいま、御説明した収益、費用の状況を損益計算書の形にしたものです。

1の営業収益は、(1)の給水収益がほとんどで、金額欄の真ん中の列の一番上、20億1,

411万円余りとなっています。

2の営業費用は、真ん中の列の上から2番目、17億1,783万円余りで、(1)原水及び浄水費は大津留と判田の二つの浄水場の取水口から浄水場までの経費と浄水に要する経費、(2)の配水及び給水費は、二つの浄水場以降の経費、(3)の総係費は本局の経費です。

1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は一番右端列の中ほどのとおり、2億9,628万円余りとなっています。

3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた収支は、右端列の2段目1億8,415万円余りとなり、営業利益にこの額を加算した経常利益は、右端列の上から3段目4億8,044万円余りです。

5の特別利益は2,556万円余り、6の特別損失は1億1,421万円余りとなっており、経常利益にこれらの額を加減した3億9,178万円余りが右端列の下から3段目、当年度純利益となります。

この当年度純利益にその他未処分利益剰余金変動額3億6,240万円余りを加算した合計が右端列の最下段、当年度未処分利益剰余金7億5,419万円余りとなっています。

なお、右端列の下から2段目のその他未処分利益剰余金変動額は、平成30年度中に使用した減債積立金に相当する額です。

次に、64ページをお開き願います。

平成30年度大分県工業用水道事業剰余金処分計算書(案)についてです。

表の一番右の列、未処分利益剰余金について、一番上の7億5,419万円余りのうち、令和元年度の企業債償還のための減債積立金に2億9,798万円余り、将来の設備投資のため、建設改良積立金に9,380万円余りをそれぞれ積み立てたいと考えています。

また、過去の積立金を使用した分であるその他未処分利益剰余金変動額に相当する3億6,240万円余りについて、電気事業の場合と同様、資本金に組み入れるものです。

最後に、66ページをお開きください。こちらが貸借対照表です。

資産の部の1の固定資産は、土地、建物、送水管、配水管などの（1）有形固定資産、公債や大口定期預金などに係る（3）投資その他の資産などで、固定資産の合計は一番右端列の188億6,604万円余りです。

2の流動資産は満期が1年未満の預金などで、合計は一番右端列の下から2段目53億2,693万円余りです。

固定資産と流動資産の合計、資産合計はその下241億9,297万円余りです。

次に右側、67ページの負債の部と資本の部です。負債の部の3の固定負債の（1）企業債は未償還総額から令和元年度の償還分を除いた額、（2）引当金は退職給付引当金及び修繕引当金の合計で、固定負債の合計は右端列の一番上、23億8,473万円余りとなります。

次に、4の流動負債です。（1）企業債は令和元年度中に償還するもの、（2）未払金は3月31日時点での未払額などで、流動負債合計は右端列の上から2段目、7億1,328万円余りとなっています。これに右端列の上から3段目、5の繰延収益34億334万円余りを加算した負債合計は右端列の上から4段目、65億136万円余りとなります。

次に、資本の部についてですが、6の資本金及び7の剰余金を加算した資本合計は右端列の下から2段目176億9,161万円余りで、これに負債合計を加算した負債資本合計はその下の段の241億9,297万円余りで、前ページの資産合計と一致しています。

以上で、平成30年度電気事業会計及び工業用水道事業会計の決算に関する説明を終わります。

元吉委員長 次に、決算審査の結果について、監査委員の説明を求めます。

首藤代表監査委員 平成30年度大分県電気事業会計及び大分県工業用水道事業会計決算に係る審査結果について、監査委員を代表して御説明します。

お手元に配付の平成30年度大分県公営企業会計決算審査意見書を御覧ください。

表紙の次のページをお開きください。この意

見書は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、本年5月31日に知事から、平成30年度大分県病院事業会計、大分県電気事業会計及び大分県工業用水道事業会計決算について、監査委員の審査に付されましたので、その審査結果を取りまとめ、6月27日に知事に提出したものです。それでは1ページをお開きください。

まず、第1審査の概要の3審査の手続を御覧ください。企業局所管の電気事業及び工業用水道事業の決算審査にあたっては、各事業が本来の目的に沿い、経済性の発揮及び公共の福祉を増進するよう運営されているかという点に主眼を置き、決算書類は関係諸帳簿及び証拠書類と符合しているか等、こちらに記載の4点について、関係職員の説明を求めるなどして慎重に審査しました。

次に、第2審査の結果についてです。企業局所管の各事業会計の決算書類は、事業の経営成績及び財政状態共に適正に表示しており、かつ、出納取扱金融機関の預金残高証明書にも合致し、正確であると認められました。

次に、事業ごとの審査の内容及び審査意見についてです。

まず、大分県電気事業会計について御説明します。18ページをお開きください。18ページから27ページにかけては、事業の概要、次に予算及び決算の状況、経営成績、財政状態についてそれぞれ記載していますが、これらについての説明は省略します。

28ページを御覧ください。審査意見についてです。

まず、1の経営成績及び財政状態ですが、平成30年度における電気事業の経営成績は、総収益21億2,005万4,042円に対し、総費用は28億1,961万3,480円で、差引き6億9,955万9,438円の純損失が生じており、前年度の純利益5億3,866万5,749円から12億3,822万5,187円の減少となっています。これは、収益に関しては、総発電量の4分の1強を占めていた大野川発電所がリニューアル工事により稼働し

なかったことにより営業収益が2億3,800万円余り減少したことなどによるものです。これに対し、費用は10億1,795万8,764円の増加となっています。これは、特別損失として、大野川発電所のリニューアルに伴う固定資産除却費3億9千万円余りや県行分収造林の評価損3億円余り及び固定資産に係る過年度損益修正損2億2千万円余りを計上したことなどによるものです

大分県電気事業は、30年度は事業開始以来初めての発電所のリニューアルなどにより一時的に経営成績は悪化しましたが、これは大分県企業局経営戦略で想定した範囲内です。

また、当該損失は、再稼働後の大野川発電所の売電単価が引き上げられることなどにより、早急に解消される見込みです。財政状態については、これまでの良好な経営成績により内部留保を確保してきた結果、財務の安全性は、短期・長期共に良好に保たれていると考えられます。

次に、2の総合意見ですが、大分県企業局経営戦略では、計画期間の10年間で今後50年間の安定経営のため投資を加速する期間と位置付けています。電気事業においては、老朽化した水力発電所を順次リニューアルし、再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）による売電契約に移行する戦略的な取組を掲げています。30年度から着手している大野川発電所をはじめとした老朽化した発電所のリニューアルを、より効果的・効率的に実施することが求められています。

また、水力発電の売電契約は卸規制撤廃後も、九州電力と長期基本契約を踏まえた随意契約を行っていますが、前回の契約更改では、電力量料金割合が上がり基本料金割合が下がるという料金構成となり供給電力量の確保がより一層重要となっています。本年度は、次期2年間の売電契約更改を控えており、有利な交渉結果が得られるよう取り組む必要があります。なお、令和8年3月に九州電力との長期基本契約が終了した後は、原則として一般競争入札に移行し、収益変動リスクが高まることとなるので、安定的な収益確保のために、国の施策、他の自治体

及び市場の動向を注視しつつ、柔軟かつ的確に対応することが求められます。

このような状況を踏まえ、大分県企業局経営戦略とその実行計画である経営戦略アクションプランに基づき、投資効果が最大限に発揮されるようリニューアル事業を着実に実施するなど、長期安定経営に向けて効果的・効率的な事業運営と経営基盤の強化に努めるよう要請しました。

以上で、大分県電気事業会計決算審査結果についての説明を終わります。

次に、大分県工業用水道事業会計について、御説明します。31ページをお開きください。

工業用水道事業会計についても、電気事業会計と同様に、31ページから40ページにかけては、事業の概要、予算及び決算の状況、経営成績、財政状態についてそれぞれ記載していますが、これらについての説明は省略します。

41ページを御覧ください。審査意見についてです。

まず、1の経営成績及び財政状態ですが、平成30年度における工業用水道事業の経営成績は、総収益22億7,650万8,140円に対し、総費用は18億8,471万8,153円で、差引き3億9,178万9,987円の純利益が生じていますが、これを前年度と比べると1億7,019万2,724円減少しています。これは、契約水量の増により総収益が1千万円弱増加したものの特別損失の計上や営業費用の増などにより総費用がそれを上回って増加したことによるものです。この項の下から3行目を御覧ください。大分県工業用水道事業は、安定した料金収入に支えられ良好な経営を維持していることから経営成績、財政状態共におおむね健全であると考えられます。

次に、2の総合意見ですが5行目から御覧ください。工業用水道事業の純利益は、経営戦略アクションプランで見込んだ1億1,700万円に対し、実績は3億9,200万円で、2億7,500万円上回る結果となっています。これは、責任水量制による安定した料金収入に支えられ、アクションプランに沿って実施した初めての隧道点検の結果、火振・志村線などで想

定されていた大規模な修繕費が発生しなかったことなどによるものです。

なお、給水ネットワークを活用した隧道点検は計画どおりに進んでいます。進捗率は30年度末で40%です。また、既存施設の耐震化率は、全体では45%となっています。災害に強い安定的な給水体制の早期実現に向け、耐震化や老朽化対策を着実に実行する必要があります。

今後、耐震化工事や老朽化対策工事などで毎年度2億から4億円の建設改良費が見込まれています。隧道点検の結果によっては、予期せぬ規模の改修が必要となることも想定されます。健全経営維持の観点から、効率的・効果的な事業実施による建設改良費等の経費削減に引き続き取り組むなどにより、アクションプランを着実に実行し、さらなる経営基盤の強化に努められるよう要請しました。

以上で、大分県工業用水道事業会計決算審査結果についての説明を終わります。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、本日以降の本委員会での質疑の順序について確認します。

最初に事前通告をした委員、次に事前通告なしの委員、最後に事前通告をした委員外議員の順に質疑を行います。

事前通告なしの委員外議員については、進行状況等を勘案しながら指名しますので、あらかじめ御了解願います。

発言は、挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立し、マイクを立てて行ってください。

質疑は付託された決算議案に対する質疑にとどめるとともに、説明資料におけるページ及び事業名などを明らかにしてください。

質疑は関連質疑も含め一人5分以内で、再質疑は2回までとなっていますので、要点を簡潔にお願いします。

また委員外議員の関連質疑は、委員の質疑終了後に別途お願いします。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が2名の委員から出されていますので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

守永委員 平成30年度大分県公営企業会計決算書の電気事業会計・工業用水道事業会計の14ページに、平成30年度大分県電気事業損益計算書が掲載されていますが、その営業収益として、(1)のロに太陽光発電電力料が6,273万7,600円計上されています。平成30年度については、多くの太陽光発電事業者が、晴天が見込まれる土・日に発電抑制を九州電力から要請されていました。企業局も要請を受けたと思われますが、何日間、何時間程度、発電停止を行い、これは見込みになると思いますが、どのくらいの減収になったのか教えてください。

鈴木工務課長 平成30年度、九州電力からの要請により発電を停止した日数はトータル5日間で、時間的には5日間とも朝の9時から16時までとなっています。また、減収額については、あくまで仮定の計算ですが、5日間で約120万円の減収であったのではないかと計算しています。

守永委員 5日間で120万円程度の減収が見込まれるということなのですが、これがもし蓄電できていれば、その分を別の時間帯に九州電力に提供するとか、そういうことは可能なのか。5日間で120万円なので、投資するだけの価値があるかどうかは疑問になるけれども、そういった検討はしたことがあるのでしょうか。

鈴木工務課長 蓄電の関係ですが、確かに投資をするにしても金額的にはかなり大きいということで、検討する中では実現性がどうかということ。ただ、現在、九州電力や国では再生可能エネルギーをもっと効率的に使おう、太陽光発電等も効率的にやろうという研究等をしていて、企業局の場合は、朝から夕方まで発電停止だったんですけども、遠隔制御で発電を抑制する、逆に言うと、もし当日天候の状況で電力供給に余裕ができれば、その時間に太陽光発電を足し上げるとか、そういうルールづくり、技術開発の動きもありますので、私たちもそういう動きを見ながら対応していこうと考えてい

ます。

守永委員 いずれにしても、再生可能エネルギーにどのように取り組んでいくかというのと、それをどのようにより効率的に使っていくかについては、九電や送電会社とも連携を取りながら議論をしていく必要があると思っていますので、ぜひ、今後とも様々な工夫を凝らしていただければと思います。

また、さきほど遠隔操作についてお話があったんですが、今、遠隔操作ができるようになってきているのか教えてください。

鈴木工務課長 企業局では、遠隔操作はできません。ただ、メーカーにはこういう動きがあるので問合せをして、改造できるかどうかといったことも含めて調査中です。

堤委員 まず1点目は、内部留保についてです。昨年、平成29年度の電気事業では、いずれも予算ベースで64億円、30年度は52億円、それと工業用水道事業では29年度は45億円、30年度は44億円、このように昨年の資料はなっていますが、決算ベースでの実績と今後の推移はどうかという点が一つ。

2点目は、10月1日から消費税が増税になりましたが、当然、水道、電気等についても今後、リニューアル資材等の高騰等も予測されますが、増税の部分が両事業の会計にどのように影響するのかお伺いします。

委員長、さきほどの説明を聞いていて、質問が新たに出ただけで、よろしいですか。

元吉委員長 はい。

堤委員 さっき、代表監査委員が話をされた決算審査意見書の28ページの総合意見の中で、これは確かに大事だと思ったのは、令和元年度で次期2年間の契約更改が始まるということで、具体的にそれはどういう方針でやるかというのは企業局内部で当然検討していると思います。また、その契約更改の取組とあわせて、令和8年3月に長期基本契約が終了し、一般競争入札に移行することになり、その際には、国の政策や他県の状況を見ながらやるということなんですが、企業局として今、具体的にどのような考えを持っているのか、この点について追加でお聞

きします。

姫野総務課長 初めに内部留保資金についてお答えします。

電気事業においては、決算ベースで平成29年度約71億円、30年度約66億円となっています。予算ベースと比べると、純利益の上振れなどにより内部留保資金が増えていますが、大野川発電所を皮切りに老朽化した発電所のリニューアルを順次実施するため、多額の資金が必要になります。そのため、内部留保資金は令和18年度頃まで減少する見込みです。

次に、工業用水道事業においては、決算ベースで平成29年度約49億円、30年度約54億円となっています。平成23年度の約103億円をピークに、給水ネットワーク再構築事業の実施により、平成30年度末に約54億円となっています。今後は、老朽化設備の補修や更新に費用がかかり、これまでのような純利益は見込めないため、令和14年度頃まで減少する見込みとなっています。

次に、消費税の影響についてです。

電気事業については、電力会社と相対契約の中で、10月の電気料金から消費税10%を乗じた金額で徴収します。工業用水道事業についても、第2回定例会で議決をいただいたとおり、給水に関する条例を一部改正して、10月の使用料金から消費税10%を乗じた金額で徴収します。したがって、両事業とも増税分は料金に転嫁して徴収するため、事業収入が事業会計に与える影響はないものと考えています。

それから3番目の質問ですが、契約更改については、他県の状況等も勘案して、基本契約がある間は続けていく方向で今検討をしています。それから、令和8年の終了後の考えですけど、既に各地域電力会社との長期契約が切れている都道府県がありますので、そういう都道府県の状況を見ながら、こういった入札、あるいはプロポーザルの方法が良いか、今いろいろと検討している状況です。

堤委員 内部留保については、確かにリニューアルとか大規模改修とかいろいろあるんですが、当初の予算ベースと比べると決算の方が

増えている。それだけ企業局内部で努力をされているんでしょうけれども、これについて将来的な予測、さっき、令和18年度と14年度という数字が出たよね。それを見越したときの予測の推移を折れ線グラフで結構ですから、後で資料を要求します。

それと、消費税については今の状況で影響はないと。確かに、電気料金、工業用水道事業に転嫁をしていけば、2%分は上乘せされますけど、資材とかいろんなものも上がってくるわけですね。消費税には関係ないけれども、労賃も上がってくるということを考えたときに、8%に上がったときと比べて10%に上がったときというのは影響に余り大差がないという認識でいいのだろうか。経営について余り影響がないのであれば、ほかにどのような影響があるのかというのがまず一つ。

それと、今いろいろ民間の地域電力会社が売電事業に参加しているんだけど、県内で新電力会社は大体何社あるか、分かれば教えてください。

姫野総務課長 消費税の影響については、その都度転嫁をして、特に影響があったということは確認できていません。労賃アップ等もありますが、それも県全体の動きの中でやっていることですので、企業局としてもそういう動きを取り入れながら、契約等は設計段階で配慮している状況です。

それから新電力会社の状況ですが、すみません、ちょっと今は資料がありませんので。

元吉委員長 それでは、ただいま堤委員から、内部留保の将来の予測数値に関する資料の要求がありました。

お諮りします。ただいまの資料を委員会として要求することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 異議がないので、ただいまの資料を要求することに決定しました。

ほかに、事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

木付委員 決算審査意見書の一番最後のページですが、工業用水の流動比率が74.6%とちょ

っと高過ぎるような気がします。これはもう現金の持ち過ぎということです。総費用が18億円で現金預金が42億円と。私、以前も質問したんですが、もっと運用に使うとか、繰上償還するとか、そのように使った方がいいのではないかと思います、御意見をお聞かせください。

姫野総務課長 現金預金については、基本的には日々の支払に充てる分を1億5千万円ほど両会計で持っていますが、それ以外は定期預金等で運用しています。当面使う予定のないものは債権等に回している部分があります。

木付委員 それは流動でワンイヤーということなので、私が言いたいのは固定で運用してもらいたいということなんですね。一借とかは余り恐れずにですね。本当にこれは現金の持ち過ぎだと私はずっと思っています。その辺をぜひ検討していただいて、再来年度くらいにはこれが減って運用益が上がるように。今は10年国債なんかはマイナス金利で大変でしょうけど、その辺をうまくほかで利益を生むように頑張りたいと思います。

羽野委員 太陽光発電について、追加質問ということでお願いします。

本日、配付された企業局の経営概況（平成30年度決算）を見ると、太陽光発電の電力量が横ばいですときていますけども、メンテナンスをやっているのかいないのか。やっているとすれば、その頻度と30年度のメンテナンスの費用はどのくらいかかっているのか、分かればお示しいただきたいと思います。

鈴木工務課長 太陽光発電については、基準を設けて点検しています。基本的には月に2回、職員が巡視等を行っています。年に1回停電しての点検、あるいは5年に1回、もう少し詳しく点検を行っています。

効率については、保証効率というのがありますが、日射の状況とかいろいろあるので、完全に効率がどうかというのはつかんでいません。パネルの破損などについては、巡視点検で壊れた物の取替え等を行っています。

羽野委員 昔から自宅に太陽光パネルを付けているんですが、何もしないと毎年発電量が落ち

てくるんですね。落ちたことによる減収と落ちないようにするための支出のバランスはどうか。パネルの状態は清掃で済むものなのか、パネルやほかの設備の機械類については、どのような状態にすれば横ばいで発電量を維持できるのかお尋ねします。またそういったところまで計算しながらやっているのかということをお尋ねします。

鈴木工務課長 太陽光発電で発電量が落ちるといのは、やはりパネルの表面にほこり等がたままって、だんだん受ける日射量が減るということがあります。そういうときに、清掃するのかわかるのですが、私たちは清掃はしていません。なぜかと言うと、パネルは傾斜させて雨洗効果、雨でほこりが洗い流されるという効果があるので、今のところ、全体を大規模に清掃することはしていません。

ただ、さきほどお話したように巡視点検をしているので、例えば鳥がふんを落としたりとか、そういうことがあればモップがけなどをしています。水道水でやったらいいのとかいろいろあるのですが、ものによっては下手に水道水で清掃すると、水の中のカルキ分が残ったりしてかえって良くないということがありますので、その辺は私たちもいろんなことに気を付けながらメンテナンスをしているところです。

元吉委員長 よろしいですか。

ほかに、委員の方で質問ありませんか。

今吉委員 企業局の経営概況（H30決算）の資料では、工業用水道事業の純利益が29年度5億6,200万円から30年度は3億9,200万円で、1億7千万円減っています。また決算審査意見書の41ページによると、アクションプランで見込んだ平成30年度の工業用水道事業の純利益は1億1,700万円。結局、実績が3億9,200万円で2億7,500万円上回ったという結果なんですけれど、これからこの工業用水道事業の純利益は、アクションプランの予定ではかなり減額して見込んでいますよね。ということは、改修費用がどんどんかかっていって、純利益が当分見込めないということではないのでしょうか。

姫野総務課長 アクションプランを立てる際は、あくまでも収入は厳しめ、それから支出は最大限を見込んでいるので、例えば災害が少なかったとか、予定していた事業を都合により計画を縮小するとか、入札で不落札になったとか、そういう事情があれば費用が抑えられるので、収益としては増えてくると、そういうことで実際には工業用水の収益がプランよりも増えているという状況になっています。

今吉委員 多分それは、最終的にはそういう結果になるんでしょうけど、実績の額とプランで上げる額に差があり過ぎるので、なかなか実際の運営が大変かなと思っただけなんですけど。

元吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」という者あり〕

元吉委員長 委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」という者あり〕

元吉委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに、何か質疑はありませんか。

〔「なし」という者あり〕

元吉委員長 ほかに、ないようですので、これで質疑を終了します。

それでは、これをもって企業局関係の審査を終わります。執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔企業局、委員外議員退室〕

元吉委員長 これより内部協議に入ります。さきほどの企業局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたと思いますが、特に、指摘事項や、来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたら、お願いします。

堤委員 さっきの電力自由化の問題も含めて、今後具体的に検討していかないと。電気事業の場合には、いろいろ変動する状況があるものだから、国の状況とか、他県の状況とかを見ながらと言っているけれども、それをもうちょっと具体的に。実際に、あつという間に年月は過ぎ

去りますから、計画的にどうするかということ
を早め早めに手を打つようにということを一
言加えればいいかなと思います。

元吉委員長 ただいま委員からいただいた御意
見、御要望及び本日の審査における質疑を踏ま
え、審査報告書案として取りまとめたと思い
ます。

詳細については委員長に御一任いただきたい
と思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という者あり〕

元吉委員長 それでは、そのようにいたします。

以上で企業局関係の審査報告書の検討を終わ
ります。

暫時、休憩します。

午前 11時13分休憩

午後 1時00分再開

井上（明）副委員長 休憩前に引き続き、委員
会を開きます。

これより、病院局関係の審査を行います。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内とな
るよう要点を簡潔・明瞭にお願いします。

それでは、病院局長及び関係者の説明を求め
ます。

田代病院局長 本日は、病院事業に係る決算に
ついて御審議いただきますが、何とぞよろしく
お願いします。それでは、決算関係の説明に入
ります。

まず、決算特別委員会の審査報告書に対する
措置状況について報告します。お手元の決算特
別委員会資料の1ページをお開きください。

左欄の審査報告にある①職員の時間外勤務の
現状と働き方改革についてに対する措置結果の
主な内容について説明します。

右欄の措置結果を御覧ください。平成30年
度の病院局職員の時間外勤務は、平成29年度
に比べて一人当たり2.2時間の増となっています。
30年度の病床利用率が86.1%と高
水準で推移し入院患者数が増加したことや、大
規模改修工事による病棟移動に加え、精神医療
センター（仮称）や患者総合支援センターの開
設準備に取り組んだこと、高度医療が必要な患
者が増えたことに伴う患者対応の増加などが主

な要因です。

県立病院では、このような状況を踏まえ、医
療従事者の負担軽減推進委員会において取組目
標を定めた上で、次のような働き方改革の取組
を行っています。

専門・認定看護師等の育成に加え、医療秘書
や看護助手等の増員によるタスク・シフティン
グを図るとともに、平成30年10月から、患
者及び患者家族への病状等の説明を緊急の場合
を除き、勤務時間内に実施するなど医療従事者
の負担軽減に取り組んでいます。また、31年
4月に患者総合支援センターを開設し、入院前
から退院後まで一体的な支援を行うことで、患
者サービスの向上を図るとともに、入退院業務
の効率化に取り組んでいます。なお、病院局に
おいて、職員の勤務実態を客観的かつ的確に把
握するため、①全職員がICカード等で打刻し
て出退勤を把握できるシステム、②医師の院内
での業務内容を労働と自己研さんに区分・整理
した上で、現場の医師が入力しやすい簡易なシ
ステム、③これまで紙ベースで管理していた出
勤簿や休暇欠勤処理簿等をシステム内での処理
を可能とするシステムを導入する予定です。

今後とも、これらの取組を継続し、職員が健
康で働き続けることができる環境づくりに努め
ていきます。

次に2ページをお開きください。平成30年
度病院事業の取組状況を記載しています。この
主な内容について説明します。

平成30年度は、第3期中期事業計画の最終
年度であり、「地域とともに歩む病院づくり」
を基本理念に、医療機能の充実や経営の健全化、
県立精神科設置などに取り組み、31年3月
には「挑戦と継続～県民に支持される病院を目指
して～」を基本理念として第4期中期事業計画
を策定しました。

1 医療機能の充実については、周産期医療、
小児医療、がん医療、救急医療、循環器医療な
ど、高度専門医療の充実に努め、拠点病院とし
ての体制を整えています。また、災害発生時に
迅速かつ円滑な災害医療を提供するための災害
派遣医療チーム（DMAT）を確保し、熊本地

震や中津市耶馬溪町の土砂崩れでも被災地での医療活動を実施しました。

2 安心・安全な医療提供体制の充実については、医療の質や安全性向上のため、7対1看護体制を導入し、看護師の人員確保及び定着推進を進めてきたところです。さらに、医療事故の未然防止、再発防止などの医療安全対策の推進にも取り組んでいます。

3 ページを御覧ください。患者サービスとしては、大規模改修工事にあわせて、外来トイレの全面改修などを行いました。

3 経営基盤の強化については、外部有識者を含めた経営改善推進委員会での経営状況の検証・評価、院内会議等における意見交換などにより、引き続き病院経営に対する職員の意識の醸成と経営改善に取り組んでいきます。

収益では、地域の医療機関と連携を深め、高度・専門医療、急性期医療を提供することで、より評価の高い診療報酬を得ることが可能となりました。

費用では、薬品費について、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の導入推進、適正な在庫管理、薬事委員会での採用品目等の審議、価格交渉へのアドバイザー参加などにより、費用の削減に努めています。

4 大規模改修の対応ですが、平成27年度から令和2年度までの予定で大規模改修工事を実施しています。利用者や経営への影響を最小限とするとともに、工事の安全確保を図っています。

5 県立精神科設置に向けた対応ですが、当院に併設される精神医療センター（仮称）では、精神科の急性期患者に対し、短期・集中的治療を実施するとともに、重篤な身体合併症患者に対し専門的医療を提供することとしています。

30年度は本体工事に着工するとともに、看護師の育成、確保に向けて県外での研修や採用を実施しました。令和2年秋の開設を目指し、建設計画や工事の施工、医療スタッフの確保・養成などに努めていきます。

以上で、平成30年度病院事業の取組状況の説明を終わります。

次に、4ページをお開きください。決算状況の概要です。30年度は、医業損益で黒字となり、単年度損益でも約5億3,500万円と、継続して黒字となりました。また、一般会計からの繰入金について、下に繰入金の推移を記載していますが、建設改良に係る企業債利子の減などにより、約3,300万円の減額となっています。今後も抑制に努めていきます。

以上で、決算状況の概要についての説明を終了します。病院の概況及び決算状況の詳細については、次長兼事務局長から説明します。

西永病院局次長兼県立病院事務局長 それでは、県立病院の組織及び事業概要について、お手元に配付の冊子、病院の概況により説明します。

3ページをお開きください。病院の組織機構について説明します。診療科部門は循環器内科部をはじめとする26科部、放射線科部などからの中央診療部門、薬剤部などの医療技術部門、看護部、事務局、管理室等、がんセンター、総合周産期母子医療センター、循環器センターとなっています。

次に、職員数について説明します。6ページをお開きください。職員の状況は、令和元年5月1日現在の職員数を記載しています。一番上の医師が162名のほか、医療技術職、看護師、事務職等、正規・臨時・非常勤合計1,001名が当院の職員総数です。

次に、施設の主なものについて説明します。

14ページをお開きください。病院本館については、鉄骨鉄筋コンクリート造りの地下1階、地上10階建てで、屋上にはヘリポートを備えています。本館1階は主として各診療科の外来部門や患者総合支援センター、救命救急センターの初療室、周産期センターの外来部門があります。2階は外来部門のほかに手術室、ICU、検査室、周産期センターの産科病棟となっています。3階は事務局、医局などの管理部門、周産期センターの新生児病棟などを配置しています。4階から9階が病棟で、7階から9階は一つの階につき東西二つの病棟を配置しています。病棟ごとの診療科は、用途の欄に記載のとおりです。

15ページをお開きください。上の表の下から2番目の欄にある三養院は、病床数は6床で、県内唯一の感染症専門病棟です。

次に、22ページをお開きください。主要な医療機器で取得価格が1千万円以上を記載しています。平成30年度は、次の23ページにある66番、眼底三次元画像解析装置や、71番のX線一般撮影装置などの整備を行いました。

次に、24ページを御覧ください。当院の許可病床は、一般病床566床、感染症病床12床の578床です。(3)入院患者延数、新入院患者数、病床利用率、平均在院日数の欄を御覧ください。表の一番下の行が平成30年度の数値ですが、入院患者延数は15万8,531人、新入院患者数は1万2,633人、一般病床利用率は86.1%、平均在院日数は11.6日となっています。

次に、25ページをお開きください。ページ中ほどの(6)外来患者延数、診療日数、1日平均診療人数、新規外来患者数の欄を御覧ください。30年度の外來患者延数は、20万7,180人、1日の平均診療人数は849.1人、新規外来患者数は2万1,244人となっています。

以下、29ページまで、診療科別外来患者延数やドクターカーの活動件数などの活動実績等を記載しています。簡単ですが、病院の概況の説明を終わります。

次に、平成30年度決算について説明します。さきほど局長が説明した決算特別委員会資料の5ページをお開きください。4の決算状況報告について説明します。

まず(1)の決算報告書(収益的収入及び支出)です。上の表、収入の部ですが、右から3番目、税込決算額の欄の上から2行目のとおり、第1項の医業収益は、157億9,785万2,271円です。その下、第2項の医業外収益は、12億7,165万9,341円です。その下、第3項の特別利益は、1,807万3,477円です。以上、合計した病院事業収益の決算額は一番上の行のとおり、170億8,758万5,089円となっています。その左の予算額

の合計欄169億7,683万6千円に対して、決算額は1億1,074万9,089円の増となっています。

次に、下の表の支出の部ですが、右から3番目の税込決算額の欄、上から2行目のとおり、第1項の医業費用は161億807万6,963円です。その下、第2項の医業外費用は1億3,235万6,923円です。その下、第3項の特別損失は2億6,810万3,046円です。以上、合わせて病院事業費用の決算額は、一番上の行のとおり165億853万6,932円となっています。その左の予算額の合計168億5,795万1千円に対して、3億4,941万4,068円の不用額が生じています。

次に、6ページをお開きください。(2)の決算報告書(資本的収入及び支出)の状況です。まず上の表、収入の部ですが、右から3番目の税込決算額の欄、上から2行目のとおり、第1項の企業債は13億3,100万円で、これは、大規模改修工事及び医療機器購入等に伴う企業債の借入れです。その下、第2項の負担金は4億8,839万5千円で、これは企業債の元金償還に係る一般会計からの繰出金を受け入れたものです。その下、第3項の補助金は、6,610万7千円で、これは県立病院精神医療センター整備事業等に関する補助金です。以上を合わせた資本的収入の決算額は、一番上の行で18億8,550万2千円となっています。

次に下の表、支出の部ですが、右から3番目の税込決算額の欄、上から2行目のとおり、第1項の建設改良費は、17億7,558万6,239円で、医療機器の購入及び大規模改修工事の土木建築部への工事委託等に係るものです。その下、第2項の企業債償還金は9億6,935万9,181円で、これは病院施設整備や医療機器購入等のために借り入れた企業債の元金償還金です。その下、第3項の他会計からの借入金償還金は668万円で、これは一般会計からの借入金の償還金です。以上を合わせた資本的支出の決算額は、一番上の行のとおり27億5,162万5,420円となっています。

次に7ページを御覧ください。(3)損益計算

書の内容について説明します。まず医業損益です。入院・外来収益などの1の医業収益は、金額と記載されている真ん中の、一番上の欄にある157億8,418万9,408円に対して、給与費や材料費などの2の医業費用は、その下のとおり155億3,814万6,785円となっており、差引きは、一番右の欄のとおりの2億4,604万2,623円の医業利益となり、本業で黒字を計上しています。

次に医業外損益は、一般会計からの負担金の繰入れなどの3の医業外収益が、金額欄の真ん中の上から3段目の欄のとおりの12億6,109万5,170円に対して、企業債の支払利息などの4の医業外費用は、その下のとおりの7億2,227万1,723円となっており、差引きは、一番右の欄のとおりの5億3,882万3,447円の利益となっています。その結果、経常収支は、一番右の欄の上から3段目、7億8,486万6,070円の経常利益となっています。

次に5の特別利益は、金額欄の真ん中の下から2段目の欄、1,805万5,477円となっており、その下6の特別損失は、大規模改修一期工事に係る固定資産除却など2億6,810万1,929円となっており、差引きは、一番右の欄のとおりの2億5,004万6,452円の損失となっています。

以上により、一番右の欄の下から3行目の当年度純利益は5億3,481万9,618円となり、繰越利益剰余金21億5,389万808円を加え、当年度未処分利益剰余金は26億8,871万426円となりました。

続いて、8ページをお開きください。5の個人医業未収金の状況について説明します。令和元年8月末での個人医業未収金の額は、表の右から2番目、②の一番下の欄ですが9,752万9,474円となりました。昨年同時期、平成30年8月末の額は、表の左から2番目、①の一番下の欄ですが1億3,500万465円でしたので、増減額は3,747万991円の減となりました。

未収金対策については、まず、発生防止策と

しては、各診療科と医事・相談課が連携して高額療養費制度や出産一時金直接支払制度を積極的に活用し、患者の窓口負担の軽減を図るとともに、支払の困難な患者には支払相談を行った上で、分割納入による支払など確実な納入に努めています。また、クレジットカードでの支払など利便性の向上にも努めています。

回収策としては、夜間の電話による督促や文書による催告を行い、また、嘱託職員による平日の訪問徴収に加え、休日訪問・夜間訪問による徴収も行っています。さらに、平成25年10月から過年度未収金の回収業務を弁護士法人に委託し、回収にあたっています。

今後とも、適切な債権管理の下に、医業未収金の削減に努めていきます。

なお、資料の9ページは一般会計負担金等の状況を、次の10ページは損益及び一般会計繰入額の推移を、最後の11ページは平成26年度から平成30年度までの比較損益計算書を記載しています。

以上で30年度決算の説明を終わります。

井上（明）副委員長 次に、決算審査等の結果について、監査委員の説明を求めます。

首藤代表監査委員 平成30年度大分県病院事業会計決算に係る審査結果について、監査委員を代表して説明します。

お手元に配付の平成30年度大分県公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開きください。

第1審査の概要については、午前中の企業局と同様ですので省略させていただきます。

次に、第2審査の結果についてです。病院事業会計の決算書類は、事業の経営成績及び財政状態共に適正に表示しており、かつ、出納取扱金融機関の預金残高証明書にも合致し、正確であると認められました。

次に審査の内容ですが、3ページをお開きください。3ページから14ページにかけて、事業の概要、予算及び決算の状況、経営成績、財政状態について、それぞれ記載していますが、これらの説明は省略させていただきます。

15ページを御覧ください。審査意見につい

てです。まず、1の経営成績及び財政状態ですが、平成30年度における病院事業の経営成績は、総収益170億6,334万55円に対し、総費用は165億2,852万437円で、差引き5億3,481万9,618円の純利益が生じています。これを前年度と比べると、3億2,040万3,981円減少しています。これは、医業収益の入院収益、外来収益が共に増加したことなどにより総収益が増加したものの、給与費の増や第1期改修工事に係る固定資産の除却分の特別損失等を計上したことにより総費用がそれを上回って増加したことによるものです。

この項の下から3行目を御覧ください。大分県病院事業は、平成30年度も単年度収支の黒字を継続し、収益性及び短期・長期の財務の健全性も保たれていることから、経営成績、財政状態共におおむね健全であると考えられます。

次に、2の総合意見ですが、平成30年度の大分県病院事業は、第3期中期事業計画（改定版）の最終年度として職員一丸となって取り組んでおり、特に大規模改修工事期間中の円滑な病棟移動や手術室の効率的運用などを図る一方、病床利用率や紹介率・逆紹介率の向上に努めた結果、当年度純利益を確保しています。これは、第3期中期事業計画の各種取組が着実に実行された成果であり、評価できます。

しかしながら、人口減少や少子高齢化が急速に進展し、将来的に医師・看護師等の不足が懸念されるとともに、患者数やその年齢構成等の医療需要も大きく変化することが見込まれています。また、大規模改修2期工事及び精神医療センター（仮称）の開設など安定した病院経営に影響が及ぶ状況が続きます。

こうした状況を踏まえ、今後も安定的な病院経営を持続するため、平成30年度末に策定した第4期中期事業計画の基本理念である「挑戦と継続～県民に支持される病院を目指して～」の具現化に向けて、職員が一丸となった患者目線のサービスの提供、さらなる経営の効率化、安全・安心な医療の提供に取り組むなど、県民に信頼され、地域とともに歩む病院として持続

可能な経営基盤の確立に努められますよう要請しました。

以上で、大分県病院事業会計決算審査結果についての説明を終わります。

井上（明）副委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が2名の委員から出されていますので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

堤委員 まず決算審査資料の5ページ、総資本利益率について。率は出ているんですけども、他県と比べて大分県立病院の率はどの位置にあるのか。いい位置にあるのか、それとも平均より悪いのかについて教えてください。それと営業収益利益率は平成29年度に比べて2.1ポイント減少していますが、大規模改修があったからかなと思うんですけど、その理由があれば教えてください。

次に消費税の関係で、10月1日から消費税が引き上げられましたが、病院は消費税の課税部分が結構あるので、そういう影響はどうか。あわせて具体的な対策をしているのか、診療報酬の改定等も問題になってくると思うんですけども、そこら辺の対策はどうか。

最後に定員について聞こうと思ったけれども、さきほど残業の話があったので、ちょっと角度を変えて聞きます。

まず、全職員の平均残業時間は、平成29年度で月16.6時間、30年度で17.9時間となっていますが、最長で月にどの程度の残業時間があったんでしょうか。その職種も分かれば教えてください。

次に、勤務時間管理について紙ベースからICカード管理に移行するとなっていますが、あってはならないんだけどICカードで打刻した後に結局残業するというのが、世間ではよく見られる状況なんだけど、そういうことへの対策、管理体制については、今後どう考えているのか。また、全職員の平均残業時間と比べ

て医師の時間が非常に長いと資料に書かれていますが、その原因は何か。あと労働と自己研さんに分けて整理すると説明があっただけでも、これは一体どういうことなのか教えてください。

最後に医業収益、医業未収金について。弁護士法人に平成25年度から委託して、30年度からは2次委託をしているということですが、これはちょっと意味が分からない。なぜこうした2次委託という形になるのか教えてください。

波多野総務経営課長 まず1点目の総資本利益率についてお答えします。

事業投下されている資産を使って当期経常利益をどれだけ獲得したかという効率性を示す指標である総資本利益率ですが、高いほど効率よく経常利益で稼いでいるということになります。

この総資本利益率について、順位として公表されているものではありません。なお、総務省の地方公営企業年鑑によると、平成29年度における全国の地方公共団体の病院の平均は0.58%、うち都道府県病院の平均は0.73%であり、大分県立病院の4.5%はこれらと比較して大きく上回る状況となっています。

次に営業収益利益率ですが、当年度純利益を医業収益で割ったものであり、医業収益は約1億円増加しています。この主な理由は、入院収益が患者数の増により約5,900万円増加したことや、外来利益の単価の上昇により約4,700万円増加したことなどによるものです。

医業収益は約1億円増加した一方で、分子の当期純利益は29年度と比較して約3億2千万円減少しています。この主な理由は、平成30年7月に大規模改修第1期工事が終了したことに伴い、施設の減価償却費の前倒し償却、いわゆる固定資産の除却ですが、その特別損失が2億6,200万円生じたことや、退職給与引当金繰入額の増などにより給与費が約1億9千万円増加したことによるものです。これらの要因で、営業収益利益率が29年度に比較して減少したところです。

次に、消費税増税の影響についてですが、平成30年度の決算数値から推計すると、消費税率が10%に引き上げられたことにより、年間

で1億4千万円程度の支出増が見込まれます。

一方、医業収益に影響する診療報酬についても今回改定が行われ、10月から受診する患者に適用されています。国の説明では、今回の診療報酬の改定内容は、消費税の増額に伴う病院負担分を十分考慮したものとされていますが、当院のような大規模病院では全てをカバーし切れないのではないかと懸念しており、今後も注視していく必要があると考えています。

次に、消費税の増税への対策ですが、経営へのマイナスが極力生じないように、各種ワーキンググループにより診療報酬の改定内容に沿った診療の実施方法の検討を行うとともに、手術室の効率的な運用、病床利用率や紹介率、逆紹介率の向上など、さらなる経営の効率化に努めていきます。

次に時間外勤務の1点目です。時間外勤務の最長は医師で、平成30年度に80時間を超えた方が169人、月平均で14人程度です。

また、勤怠システムの導入についてです。県病の勤務時間管理システムについては、現時点では紙ベースで対応しているところです。今後は知事部局と同様に、システムの導入を図っていきたいと考えています。

医師については業務と自己研さんという二つに分かれています。病院の中でどういったものが業務でどういったものが自己研さんかという整理をして、それをシステムに反映していきたいと考えています。

打刻については、各部署に勤務時間管理を行うICカードリーダーを設置する予定ですので、そこは問題はないと考えています。

笹原医事・相談課長 未収金の回収策で説明しましたが、電話での督促や文書による催告、戸別訪問、休日・夜間の戸別訪問、そういったことをやっても回収が難しいものについて、弁護士法人に委託しています。一つの弁護士法人に委託していますが、その弁護士法人である程度回収できてまだ回収できない部分があるので、その部分についてさらに別の弁護士法人に回収を委託しています。

井上病院長 医師の労働と自己研さんについて

補足説明します。

一般的に、医師というのは他職種に比べて非常に長く病院内に滞在するものです。その中には、直接的に受持ちの患者に関わる時間、例えば診察や検査、手術といったものに加え、患者の病状に関して合同で検討する会、治療方針の決定などです。

一方で、医師には常にレベルアップを図るために、一般的な知識をさらに増やしたり、技術等の自己研さんを図る時間もあります。そういったものが混在していたので、国から今年の7月に、患者に直接関わる部分に関しては業務、それ以外の例えば学会の準備等に関しては自己研さんといった指針が示されました。

当院では、細かく20項目以上にわたって医師と話し合い、これは業務、これは自己研さんといった合意を得たものを作りました。それを踏まえて、在院時間からその中を色分けしていきたいと考えています。

堤委員 医師の自己研さんの関係で、学会は自己研さんと言われたんだけど、これは勤務時間の中に入るという認識でいいのか確認させてください。それと残業の関係で、医師が月80時間以上というのは分かったけれど、看護師では最長でどれぐらいの残業があるか分かれば教えてください。

それからもう1点、未収の関係で1回頼んで取れなかった分を別の弁護士に頼むという説明だったけど、契約上は包括契約をしてるんじゃない。1件当たりの単価で弁護士と契約してる。契約した以上は、頼まれた弁護士が最後まで面倒を見らなあかんよね。そもそも弁護士が代わったとしても取れるの。私としては、弁護士が代わったとしても取れないものは取れないと思うんだけど、それをわざわざ別に頼むことがどうしても分からないんだけど、そこら辺を再度教えてください。

井上病院長 学会等の準備に関しては自己研さんで、これは業務ではないとしています。

玉井副院長兼看護部長 看護師の残業時間ですが、おおよそ月40時間以内で管理しています。たまに45時間超というのもありますが、これ

は大規模改修によるものとか、診療報酬の改定に伴って特別な業務が発生した場合などに限って見られます。

笹原医事・相談課長 最初に委託する弁護士法人については、契約の内容で取れなかったら、その分を返していただく形にしており、2次委託する弁護士法人については、最終的に取れるまでお願いしてるという状況です。2次委託している弁護士は、確かに取れる金額は少なく、30年度の実績では約8万円ですが、一応回収できている状況です。

堤委員 8万円取るために弁護士にはお金をいくら払ってるの。

笹原医事・相談課長 1件当たり回収額の3割を報酬としています。

守永委員 通告は1点でしたが、さきほど伺った中で気になる部分があるので、2項目質問させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。（「はい」と言う者あり）

まず、非紹介患者の加算料による患者の受入れ状況の変化と効果についてです。病院事業会計決算書の6ページに入院と外来患者数の実績が記入されており、さきほどの病院の概況説明の中で、ここ3年間の推移についても伺うことができました。

2016年10月から急性期病院と地域の病院との機能分担を進めるため、非紹介患者加算料が加算されるようになりましたが、これによって県立病院に直接来る患者が減ったのではないのでしょうか。非紹介患者加算料は医業収益に計上されていると思いますが、具体的にどのぐらいの金額となってるのか。また、非紹介患者数も分かれば教えてください。

また、非紹介患者の増減がどのような状況か、2017年と18年の推移を教えてください。あと、かかりつけ病院との連携も含めて、この制度が効果的に働いているのかどうかについても御意見を伺います。

新規外来患者数について、平成27年度が2万5,174人、28年度が2万2,755人と約10%減っている状況ですので、多分この非紹介患者加算料が影響してるのかなと思って

るんですが、その辺も御意見をいただきたいと思ひます。

決算特別委員会資料1ページにある措置状況の中で、ICカードシステムで打刻することで出勤と退勤を把握できるシステムというのが、まだ紙ベースということで入ってないのかなと思ひたんですが、さきほどの堤委員とのやり取りの中で打刻できると表現されたように感じたのですが、既にこの打刻システムが導入されているのか、その辺りを確認させてください。

あと、労働と自己研さんについて、業務に直接結びつくかどうかという観点は大事だと思ひんですけども、能力を高めていくことも業務として大切だと思ひます。これは試験研究機関でもよくあるんですけども、自分の能力を高めていくことは病院事業にとっても良いことだと思ひんですが、それが勤務時間に認められないこと自体がどうなのかなと疑問が残ります。何かお考えがあれば教えてください。

笹原医事・相談課長 まず、平成28年度の診療報酬改定において、委員御指摘のように、2025年度に向けた高度急性期や急性期などの病院の病床機能の分化を進めるため、500床以上の地域医療支援病院については選定療養費として非紹介患者加算料を5千円以上徴収することなどが義務付けられました。これにより、当院でも平成30年度の外来患者数は平成28年度に比べて3,696人減少し、率にして1.8%の減という状況です。その一方で、医療連携の推進により紹介患者は増加傾向にあります。

一つ目の御質問の非紹介患者加算料ですが、平成30年度の決算額で1,621万3,334円となっています。

二つ目の非紹介患者の増減ですが、これについてはホームページなどによる広報活動や地域医療連携の推進により、非紹介患者数の減少幅はだんだん小さくなってきており、平成28年度の非紹介患者数は4,750人、29年度が3,761人、これは前年度に比べて989人減少しています。それから、30年度は3,743人、これは前年度に比べて18人の減少になっており、年々下げ幅は少なくなっている状

況です。

三つ目の、かかりつけの病院との連携も含めてこの制度が効果的に働いているのかという点については、病院の機能分化が進み、当院としても地域医療連携や退院支援に積極的に取り組んだことにより、紹介患者は増加傾向にあり、この制度は一定の効果を上げているものと思ひれます。参考までに紹介率は、平成28年度が77.2%、29年度が82.3%、30年度は83.7%と年々上がっている状況です。

波多野総務経営課長 打刻システムの現況ですが、現在は紙ベースで実施しています。10月上旬に業者と契約して、これから仕様書に沿って協議をしていきますが、試験運用を2月又は3月に実施して、来年の4月から本格運用の予定です。

井上病院長 自己のレベルアップに関しても業務の中に入れられるのではないかと御質問だったと思ひます。確かにレベルアップしていくことで次の患者につながるという部分では、患者に還元されるものだと思ひますが、国の指針で直接的に受持ちの患者等に関わるものについてのレベルアップは、業務としてもよいという方針も示されています。国でも相当な議論があったと伺っていますが、そういう指針も出ているので、今のところはそういう形で切り分けるべきかと考えます。学会に直接参加する分に関しては業務とみなしていますので、そういったモチベーションを保ち続けていただけるような仕組みは続けていきたいと思ひます。

守永委員 なかなか人員確保が厳しい中で、多くの患者を抱えて大変だと思ひますが、今後ともそれぞれの職員が健康的に働けるように留意して取り組んでいただきたいと思ひます。

井上（明）副委員長 ほかに、事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上（明）副委員長 委員外議員で質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上（明）副委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに

何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上（明）副委員長 別にないようですので、これで質疑を終了します。

それでは、これをもって病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔監査委員、病院局、委員外議員退室〕

井上（明）副委員長 これより、決算審査報告について、内部協議に入ります。

さきほどの病院局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたと思いますが、特に、指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたら、お願いします。

堤委員 打刻の関係で、指定の場所に設置しているから問題ないと答弁されていたけれども、よく問題となるのはＩＣカードで退勤の打刻をした後に残って残業するという。本来、こういったことがあってはならないんだけど、来年４月以降の導入を控える中で、そういった管理体制をきちんとしていただきたいと要望しておきます。

井上（明）副委員長 ただいま委員からいただいた御意見、御要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたと思います。詳細については委員長に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上（明）副委員長 それでは、そのようにします。

以上で病院局関係の審査報告書の検討を終わります。

ここで執行部が入室しますので、しばらくお待ちください。

〔監査委員、会計管理者、委員外議員入室〕

井上（明）副委員長 これより、一般会計及び特別会計の決算審査を行います。

まず、決算の概要について、会計管理者の説明を求めます。

説明は要点を簡潔・明瞭にお願いします。

山本会計管理者 それでは、平成３０年度の一般会計及び特別会計の決算の概要について御説明します。

お手元の資料１、平成３０年度大分県歳入歳出決算概要により説明します。

１ページをお開きください。平成３０年度大分県歳入歳出決算総括表です。

まず、一番上の一般会計ですが、決算額は、左から３列目の歳入総額（Ａ）が６，１９９億５，４６９万９，３２８円、その右の歳出総額（Ｂ）が６，０３１億５８２万５，３５２円となっています。

この歳入総額（Ａ）から歳出総額（Ｂ）を差し引いた額は、次の２ページの一番左の歳入歳出差引額（Ｃ）欄にあるように１６８億４，８８７万３，９７６円となっており、これが形式収支です。

この中には、翌年度へ繰り越した事業の財源が含まれてるので、その二つ右の繰越財源額（Ｄ）の１３８億７，５８６万９，１５３円を控除したものが一番右の実質収支額であり、２９億７，３００万４，８２３円となっています。

ここで、一般会計決算のこれまでの推移について御説明します。一番後ろの１５ページから１６ページをお願いします。

左側の①のグラフを御覧ください。

このグラフは、平成２６年度から３０年度までの５年間の一般会計の決算規模の推移を表したもので、白い棒が歳入、網掛け棒が歳出です。

一番右が平成３０年度で、歳入はさきほど御説明した６，１９９億５，５００万円で、数字の横の四角囲みに記載しているように、前年度に比べ９２億９，２００万円、率にして１．５２％の増となっています。

一方、歳出は６，０３１億６００万円で、下の四角囲みにあるように１３３億２千万円、率

にして2.26%の増となっています。

また、白い棒の歳入と網掛け棒の歳出の差引きが、さきほど申し上げた形式収支で、グラフの上の四角囲みに示しているように、168億4,900万円となっています。

この形式収支と繰越財源額の推移を示したものが、右ページ上段の②のグラフです。

白い棒が形式収支、その右の網掛け棒が翌年度への繰越財源額で、それを差し引いたものが実質収支額です。平成30年度の実質収支額は29億7,300万円の黒字となっています。

さらに、この実質収支額の推移を示したものが、下の③のグラフです。

白い棒が実質収支額であり、その右の網掛け棒は前年度の実質収支額との増減を単年度収支額として示しており、平成30年度は8,600万円のマイナスとなっています。

1ページにお戻りください。次に、特別会計について御説明します。

上から二つ目が11設けている特別会計の決算額の合計で、左から3列目の歳入総額(A)は2,596億8,202万3,406円、一つ右の歳出総額(B)は2,557億6,097万4,849円です。

歳入総額(A)から歳出総額(B)を差引きした額は、次の2ページの一番左、歳入歳出差引額(C)欄の上から二つ目に記載のとおり、39億2,104万8,557円となっています。

これから、その二つ右の繰越財源額(D)の2億3千万円を控除した実質収支額は、一番右の欄の36億9,104万8,557円の黒字となっています。

続いて、各会計の決算概要について御説明します。

3ページをお開きください。平成30年度一般会計歳入決算額調です。

県税から県債までの15の款別の内訳です。

左から3列目の調定額(B)ですが、これは収入することを決定した額で、一番下の合計欄にあるように6,222億6,404万1,452円となっています。

この調定額に対し、その右の収入済額(C)の合計は6,199億5,469万9,328円となっており、調定額に対する収入済額の割合の収入率は、次の4ページの左から3列目の欄にあるように、99.63%となっています。

収入済額のうち、前年度に比較して増減額の大きなものを説明します。4ページの右から3列目、二段書きになっている対前年度比較欄を御覧ください。

まず、上から五つ目の地方交付税が、県税や地方譲与税などの増収により50億8,486万円余の減となっています。

その四つ下の国庫支出金が、災害復旧事業の増加などにより81億4,286万円余の増となっています。

また、その三つ下の繰入金が、武道スポーツセンター建設に伴う基金繰入れの増などにより52億6,109万円余の増となっています。

そして、一番下の県債が、九州北部豪雨等に対応した防災対策事業債の発行額が事業の進捗により前年度に比べて減少したことなどにより、61億4,680万円の減となっており、合計で収入済額は92億9,211万円余の増となっています。

次に、3ページの一番右、不納欠損額(D)ですが、下の合計欄にあるように1億3,241万円余となっており、その主なものは一番上の県税の1億1,711万円余で、時効の完成によるものなどです。

また、4ページの一番左、収入未済額については、下の合計欄にあるように21億8,527万円余となっており、その主なものは県税の14億9,791万円余で、個人県民税などの滞納によるものです。

次に、5ページをお開きください。平成30年度一般会計歳出決算額調です。

議会費から予備費までの14の款別の内訳です。

決算額は、左から3列目の支出済額(B)ですが、一番下の合計欄にあるように6,031億582万5,352円となっています。

支出済額について、前年度に比較して増減額

の大きなものを説明します。6ページの右から2列目の対前年度比較欄ですが、まず、上から七つ目、商工費が、中小企業制度資金の融資残高の減などにより18億8,831万円余の減となっています。

次に、その下の土木費が、玉来ダムの整備の進捗などにより50億296万円余の増となっています。

その三つ下の災害復旧費が、豪雨災害の復旧事業の増などにより70億1,721万円余の増となっています。

その下の公債費が、前年度に約65億円の繰上償還を実施した影響で86億9,374万円余の減となっています。

次に、5ページから6ページにかけての翌年度繰越額(C)は、繰越明許費が合計で517億1,783万円余、その右の事故繰越しが37億6,367万円余となっています。

主なものは、土木費、農林水産業費、災害復旧費などで、これは関連工事との工程調整や国の補正予算の受入れなどによるものです。

次に、6ページの左から2列目の不用額は、合計で61億9,899万円余で、主なものは上から三つ目の福祉生活費の9億8,843万円余、その三つ下の農林水産業費の16億784万円余、その五つ下の災害復旧費の14億2,859万円余などであり、これは事業費が見込みを下回ったことや経費の節減などによるものです。

以上が一般会計です。

続いて特別会計ですが、7ページをお開きください。平成30年度特別会計歳入決算額調です。

上から二つ目の国民健康保険事業特別会計が平成30年度に新設されたことにより、調定額及び収入済額共に1,219億4,804万円余増加しています。

初めに、左から3列目の調定額(B)は、一番下の合計欄にあるように2,607億8,685万3,962円で、これに対し、その右の収入済額(C)は2,596億8,202万3,406円で、収入率は次の8ページの右から3

列目にあるように、99.58%となっています。

8ページの一番左の欄の不納欠損額(D)は6,383万円余で、主なものは中小企業設備導入資金特別会計で、中小企業高度化資金貸付金に係る未償還金の権利放棄によるものです。

その一つ右の収入未済額は、合計で10億4,099万円余で、主なものは上から四つ目の中小企業設備導入資金特別会計の9億4万円余で、これは貸付金の償還未済によるものです。

次に、9ページをお開きください。平成30年度特別会計歳出決算額調です。

特別会計の歳出決算額は、左から3列目の支出済額(B)で、合計が一番下にあるように2,557億6,097万4,849円となっています。

次に、その右の翌年度繰越額(C)のうち、繰越明許費3億9,500万円は、臨海工業地帯建設事業特別会計1億6,500万円、港湾施設整備事業特別会計2億2千万円、用品調達特別会計1千万円となっており、これは主に関係者等との協議・調整に日数を要したことなどによるものです。

また、10ページの左から2列目の不用額は、合計で50億1,797万円余となっており、その主なものは上から二つ目の国民健康保険事業特別会計の35億984万円余で、保険給付費等交付金などが見込みを下回ったこと、その四つ下の林業・木材産業改善資金特別会計の6億4,222万円余や、その下の沿岸漁業改善資金特別会計の5億8,467万円余などは事業資金の貸付けを行う特別会計であり、この不用額は翌年度に繰り越されます。

以上が特別会計です。

次に、11ページをお開きください。また一般会計に戻りますが、平成30年度一般会計歳入財源別分類表です。

この表は、歳入決算額を自主財源と依存財源に分類したもので、決算額(A)のうち自主財源は、中ほどの小計欄にあるように2,645億4,633万2千円、構成比は42.67%で、12ページにある29年度の41.65%

から上昇し、また依存財源は、下の小計欄にあるように3,554億836万7千円、構成比は57.33%で、29年度の58.35%からその分低下しています。

次に、13ページをお開きください。平成30年度一般会計歳出性質別分類表です。

義務的経費、投資的経費、その他の三つに区分していますが、決算額(A)欄のうち、まず1の義務的経費については2,474億2,141万2千円、構成比41.02%となっており、これを次の14ページの29年度と比較すると、右から2列目にあるように70億7,329万9千円の減となっています。これは公債費の減によるものです。

次に、2の投資的経費は1,417億8,947万8千円、構成比23.51%で、前年度より181億6,822万1千円の増となっています。これは普通建設事業費、災害復旧事業費が共に増加したことによるものです。

3のその他は、2,138億9,493万5千円、構成比35.47%で、前年度より22億2,517万8千円の増となっています。

このうち、一番下の繰出金が75億2,342万1千円、構成比1.25%で、前年度より71億1,861万7千円の増となっています。これは新設された国民健康保険事業特別会計への繰出しによるものですが、29年度までその四つ上の補助費等に計上していた市町村への交付金などが振り替わったものであり、実質的な増は、その下の積立金が財政調整基金積立ての増などにより増加したことなどによるものです。

以上で、平成30年度一般会計及び特別会計の決算概要の説明を終わります。

詳細については、各担当部局から御説明します。

井上(明)副委員長 次に、決算審査等の結果について、監査委員の説明を求めます。

首藤代表監査委員 平成30年度の歳入歳出決算及び基金運用状況並びに健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果について、監査委員を代表して御説明します。

お手元に配付している平成30年度大分県歳

入歳出決算及び基金運用状況並びに健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を御覧ください。

表紙の次のページをお開きください。

この意見書は、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、本年8月1日に、知事から監査委員の審査に付された平成30年度大分県歳入歳出決算、基金運用状況、健全化判断比率及び書類並びに資金不足比率及び書類について、審査結果を取りまとめ、8月19日に知事に提出したものです。

1ページをお開きください。

最初に、平成30年度大分県歳入歳出決算審査意見書について御説明します。

第1章審査の概要です。

第1審査の対象は、平成30年度大分県一般会計及び公債管理特別会計など11の特別会計です。

次に、第2審査の方法ですが、決算審査にあたっては、審査に付された歳入歳出決算書等について、決算の計数は正確であるかなど、こちらに記載の4点を主眼として、関係証書類と調査照合し、関係職員の説明を求めるなどして慎重に審査しました。

2ページをお開きください。第2章審査の結果及び意見です。

第1審査の結果ですが、平成30年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は、関係証書類及び指定金融機関の収支金報告書等と合致し、正確であることを確認しました。

また、予算の執行等については、議決の趣旨及び関係法規等に従い、おおむね適正に処理されているものと認められました。

次に、第2決算の状況です。

平成30年度の歳入歳出決算は、一般会計で歳入決算額6,199億5,469万9,328円、歳出決算額6,031億582万5,352円となっています。

このうち、歳入については、前年度決算と比較して1.52%の増加となっています。

これは、県債、地方交付税、諸収入が減少したものの、豪雨災害等からの復旧工事の進捗に伴い国庫支出金が増加したこと、繰入金、繰越金が増加したことなどによるものです。

また、歳出についても、2.26%の増加となっています。

これは、公債費、商工費が減少したものの、豪雨災害の復旧事業の増加などにより災害復旧費が増加したこと、土木費が増加したことなどによるものです。

この結果、一般会計の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は、168億4,887万3,976円の黒字、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は29億7,300万4,823円の黒字となっており、また実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は8,637万9,420円の赤字となっています。

次に、国民健康保険事業特別会計が新設され11会計となった特別会計の歳入歳出決算の合計額は、歳入決算額2,596億8,202万3,406円、歳出決算額2,557億6,097万4,849円となっており、前年度決算に比べ、歳入、歳出とも大幅に増加しています。

この結果、実質収支は、36億9,104万8,557円の黒字となっています。

続いて、第3審査意見です。

平成30年度の決算は、一般会計の単年度収支は、平成28年度以来、2年ぶりの赤字となりましたが、一般会計及び特別会計共に実質収支は黒字となっています。実質公債費比率は9.4%と前年度に比べ0.6ポイント減少し、改善が見られます。

引き続き、県民中心の県政を基本とした「安心・活力・発展」の大分県づくりを加速前進させることが求められている中、地方創生の推進や災害に強い県土づくりなど、行政需要はますます増大していくことが予想されます。

については、今後とも次の各事項に十分留意され、限られた財源の中で、効率的かつ効果的な行財政運営が行われるよう、強く期待します。

まず、第1点目として、行財政改革の推進に

ついてです。

行財政運営の効率化・健全化に向けては、平成27年10月に策定した大分県行財政改革アクションプランに基づき、県税の徴収強化等による歳入の確保や事務事業の見直しなどの改革に取り組みられた結果、財政調整用基金の残高は、大分県行財政改革アクションプランの目標額の356億円を上回る361億円になるなど、成果を上げています。

県債残高については、普通会計決算で残高が前年度に比べて31億円、率にして0.3%減の1兆269億円で、臨時財政対策債を除いた実質的な残高も前年度に比べて66億円、率にして1.0%減の6,263億円で、17年連続の減少となるなど、着実に削減が進んでいます。

しかしながら、相次ぐ大規模災害に加え、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増大や公共施設等の老朽化への対策など、財政環境は厳しく予断を許さない状況です。

また、国では、新経済・財政再生計画の枠組みの下、歳出改革等に向けた取組の加速・拡大を図っており、今後、地方に対する歳出削減等を求める声が強まることが想定されます。

このため、最少の経費で最大の事業効果を上げられるよう、常に事務事業の検証を行い、選択と集中やスクラップ・アンド・ビルドに取り組むとともに、策定中の次期行財政改革プランも踏まえ、より一層の行財政改革の推進に取り組まれ、行財政運営の効率化・健全化に努められるよう要請しました。

次に、第2点目は、資産マネジメントの強化についてです。

県有建築物や公共インフラ施設の老朽化は、年々進行しており、大規模改修や建て替えなど更新の時期を迎えています。

これらの資産は、防災面においても県民生活の安心・安全を支える極めて重要な施設となることから、大分県公共施設等総合管理指針等に基づき、引き続き計画的な点検・診断を行うとともに、施設総量の縮小や施設の長寿命化を着実に推進し、老朽化に伴う財政負担の縮減・平

準化に努められるよう要請しました。

また、平成28年に策定した県有財産総合経営計画及び今後策定が予定されている次期計画に基づき、未利用財産の売却・貸付けや広告収入の拡大などに積極的に取り組まれ、さらなる収入の確保に努めるなど、一層の資産マネジメントの強化を図るよう要請しました。

第3点目は、収入未済の解消についてです。

一般会計及び特別会計の収入未済額の合計は32億2,626万4,728円で、前年度に比べ1億6,418万368円、率にして4.84%の減と9年続けて前年度を下回りました。

このうち、県税については、徴収対策の強化などにより、前年度に比べ9,941万7,107円、率にして6.22%減少するなど、各機関の努力により一定の成果が得られています。

他方、前年度に比べて増加しているものもあり、収入未済額全体としては依然として多額であることから、今後とも、引き続きその解消と新たな発生防止に努められるよう要請しました。

次に、4ページをお開きください。

第4点目は、財務事務の執行についてです。

(1) 監査結果については、定期監査等において一部に不適正な事例が認められたものの、おおむね適切な処理が行われていました。

是正改善の必要性が認められた主なものは、備品の購入について、備品が既に納入されているにもかかわらず支出負担行為を行っていない事例、現金出納事務について、県立学校証明料として受領した現金を会計規則で定められた期間を超えて指定金融機関に払い込んでいた事例など記載のとおりですので、組織的なチェック体制の強化、研修の充実に努めるなど、内部牽制機能の強化を図るとともに、ICTを活用した行政の省力化・効率化についても検討されるよう要請しました。

次に、(2) 内部統制制度についてです。

平成29年の地方自治法の一部改正により、適正な事務処理等の確保や組織及び運営の合理化を図るため、知事は財務に関する事務等について内部統制方針を定め、体制を整備すること、内部統制評価報告書を監査委員の審査を経て議

会に提出することが義務付けられました。

この改正法は、今後の監査の在り方と密接に関連するものであることから、施行期日である令和2年4月1日に向けて、準備を進められるよう要請しました。

以上が歳入歳出決算についての審査意見です。

なお、5ページから94ページにかけては、第3章決算の概要として個別の内容を述べていますが、説明は省略します。

次に、95ページをお開きください。

平成30年度の基金運用状況についての審査意見です。

まず、第1章審査の概要ですが、第1審査の対象は、大分県土地開発基金など3基金です。

第2審査の方法は、基金運用状況書の計数は正確で関係証書類と合致しているかなど、こちらに記載の3点に重点を置いて審査しました。

次に、第2章審査の結果及び意見ですが、第1審査の結果は、各基金とも、それぞれの設置目的に沿って正規の手続によって執行されていることが認められました。

次に、第2審査意見としては、大分県企業立地促進資金貸付基金が平成30年度をもって廃止となりましたが、存続する二つの基金について、今後とも有効な活用に向けて努力されるよう要請しました。

次に、97ページをお開きください。

平成30年度大分県健全化判断比率についての審査意見です。

まず、第1章審査の概要ですが、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、健全化判断比率の算定が法令等の趣旨に沿って適切に行われているかなど、記載の2点を主眼として関係書類と調査照合し、関係部局から説明を求めるなど慎重に審査しました。

次に、第2章審査の結果及び意見ですが、第1審査の結果にあるように、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

次に、第2審査意見としては、実質赤字比率

及び連結実質赤字比率は、赤字が生じていないことから算定されなかったこと及び実質公債費比率と将来負担比率は、早期健全化の基準未満であったことから、特に是正改善を要する事項は認められませんでした。

最後に、98ページをお開きください。

平成30年度資金不足比率についての審査意見です。

まず、第1章審査の概要ですが、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、資金不足比率の算定が法令等の趣旨に沿って適切に行われているかなど、記載の2点を主眼に慎重に審査しました。

次に、第2章審査の結果及び意見ですが、第1審査の結果にあるように、審査に付された大分県病院事業会計など6会計について、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

次に、第2審査意見としては、いずれの会計も資金不足比率は算定されず、特に是正改善を要する事項は認められませんでした。

以上で、平成30年度大分県歳入歳出決算等の審査の結果についての説明を終わります。

井上(明)副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁願います。

今回、事前通告はありませんが、事前通告していない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上(明)副委員長 委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上(明)副委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上(明)副委員長 それでは、これをもって

決算の概要及び決算審査等の結果の審査を終わります。

なお、監査委員はこれで退席となります。お疲れさまでした。

〔監査委員退室〕

井上(明)副委員長 これより会計管理局関係の審査を行います。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭に願います。

それでは、会計管理局長の説明を求めます。

山本会計管理局長 それでは、会計管理局分について御説明します。

まず初めに、平成29年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況について御説明します。

お手元の平成29年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書をお願いします。

23ページをお開き願います。

指摘事項は、監査結果に対する措置状況のチェックの徹底及び公表の在り方並びに不祥事の再発防止策についてです。

右側の措置結果を御覧ください。

会計事務処理の適正な執行のためには、会計事務を行う職員の事務処理能力の向上と、所属でのチェック体制の確立が重要です。

そのため、会計事務を行う職員を対象にした各種の研修や会計事務に関する相談会を行っています。

昨年度からは、受講対象となる職員が県下全域に及ぶ研修について、動画配信を行い、パソコンを利用して随時に受講できるようにして、研修受講の機会を増やしました。

加えて、研修時には、新聞報道や定期監査等で指摘された不適正な事務処理を事例として取り上げ、注意喚起を行い、再発防止に努めています。

また、所属でのチェック体制を確立するためには、所属長によるチェックはもとより、事業担当者を直接指導する立場にある班総括の果たす役割が重要です。そこで、昨年度から班総括

を対象に、会計事務の適正な処理のためにチェックすべき点等について研修を行っています。

さらに、随意契約により委託契約を締結する場合は、随意契約とする理由や業者選定の理由を書面で作成し、所属長がその内容を確認することを義務付け、組織的な意思決定が確実に行われるよう見直したところです。

続いて、平成30年度に実施された行政監査及び包括外部監査の結果について御説明します。

お手元の平成30年度行政監査・包括外部監査の結果の概要をお願いします。

資料の1ページからが行政監査ですが、防災に必要な物資・資材等の管理がテーマであり、会計管理局は該当がありませんでした。

資料の5ページをお開きください。包括外部監査結果の概要です。

まず1ですが、包括外部監査は、監査機能の専門性を強化するため、公認会計士等の資格を有する外部専門家が監査を実施するものです。

平成30年度は、3にあるように、公共インフラ施設の管理と老朽化対策に係る財務事務の執行を監査テーマに、道路・港湾施設を中心として、4に記載の着眼点から監査が実施されました。

5の監査の結果及び意見についてですが、将来必要となる維持管理・更新費が把握されていないなどの監査結果及び意見をいただいたので、監査対象となった各部において検討を進めているところです。

このうち、会計管理局に関する項目について御説明します。

16ページをお開きください。2件の御指摘をいただきました。

1件目は、土木事務所ごとに財務執行関係書類の整理の順序や方法が異なっていたことから、共通化することが望ましいとの指摘です。

2件目は、支出命令書の資産計上区分について、ソフトから出力された命令書にボールペンで訂正を行っていたが、誰が訂正を行い、誰が承認したかが不明のままであった。公的な決裁文書であるため、原本を訂正する場合は適切な事務処理が望まれる。文書訂正時のルールを明

確に規定する必要があるとの指摘です。

1件目の会計書類の編てつについては、会計管理局が示した書類編てつマニュアルを参考に、原則として日付ごとに製本すること、また2件目の会計書類の訂正については、二本線を引き押印するなど、会計規則で定めた方法により適正に行うことなどを、令和元年5月20日付けで全庁向けに文書で通知し、注意喚起を行ったところです。

続いて、会計管理局の平成30年度決算について御説明します。会計管理局関係分は、一般会計及び用品調達特別会計です。

お手元の一般会計及び特別会計決算事業別説明書を御覧ください。283ページです。

歳出決算の総括表ですが、まず、一般会計について説明します。

上の表が一般会計で、表の左から3番目、予算現額の一番下の歳出合計欄8億6,922万4千円に対して、その右の支出済額は8億5,385万313円、不用額は1,537万3,687円です。

次に、285ページをお開き願います。

会計管理局のうち、まず、会計課及び審査・指導室分について説明します。

第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費は、決算額2億1,840万8千円で、職員28人分の給与費です。

次に、第6目会計管理費は、決算額4,010万1,854円で、会計事務の指導等に係る経費です。

次に、286ページをお開きください。

用度管財課分ですが、第1目一般管理費は、決算額2億7,724万6,831円で、職員38人分の給与費です。

次に、第6目会計管理費は、決算額5,004万2,080円で、庁用自動車の管理などに要した経費です。

次に、287ページを御覧ください。

第7目財産管理費は、決算額2億3,794万7,224円で、県庁舎本館及び新館の維持管理などに要した経費です。

次に、288ページをお開きください。

第8目県庁舎別館及振興局費は、決算額3,010万4,324円で、県庁舎別館等の維持管理に要した経費です。

以上が一般会計分です。

次に、用品調達特別会計です。289ページを御覧ください。

この特別会計は、県の機関で使用する文具などの消耗品や備品、印刷物といった用品の調達事務を一元化し効率的に行うために設けているものです。

まず、第1目用品総務費の決算額114万円は、前年度の決算剰余金を一般会計へ繰り出したものです。

次に、第2目用品費の決算額14億1,988万3,053円は、各所属からの要求に基づく用品の購入に要した経費です。

次に、別冊の決算附属調書の17ページをお開きください。不用額の主なものについて説明します。

まず一般会計ですが、一番左の科目欄の総務費の総務管理費の5番目にある会計管理費990万3,066円は、高速道路使用料などの使用料・賃借料が見込みを下回ったことや経費の節減によるものです。

その下の財産管理費の不用額1,456万495円のうち用度管財課分は471万776円で、主なものは県庁舎本館及び新館の光熱水費等が見込みを下回ったことなどによるものです。

次に、56ページをお開きください。特別会計の不用額ですが、一番下にある用品調達特別会計の用品費9,402万1,947円は、各所属からの用品調達要求が見込みを下回ったことによるものです。

井上(明)副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

今回、事前通告はありませんが、事前通告していない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上(明)副委員長 委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上(明)副委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上(明)副委員長 別にないようですので、これで質疑を終了します。

それでは、これをもって会計管理局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入ります。委員の方はお残りください。

〔会計管理局、委員外議員退室〕

井上(明)副委員長 これより、決算審査報告について、内部協議に入ります。

さきほどの決算の概要及び決算審査等の結果及び会計管理局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

井上(明)副委員長 特にないようですので、審査報告書案の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上(明)副委員長 それでは、そのようにいたします。

以上で、決算の概要及び決算審査等の結果並びに会計管理局関係の審査報告書の検討を終わります。

ここで執行部が入室しますので、少々お待ちください。

〔監査事務局、委員外議員入室〕

井上(明)副委員長 これより、監査事務局関係の審査を行います。説明は要点を簡潔・明瞭をお願いします。

それでは、監査事務局長の説明を求めます。

小野監査事務局長 監査事務局関係の決算につ

いて御説明します。

まず、平成29年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況について、申し上げます。

平成29年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書の24ページをお開き願います。

監査事務局に対しては、指摘事項欄の下から7行目、監査結果に基づき講じた措置のチェックやその公表の在り方について検討されたいとの御指摘を受けています。

その措置状況は、右の措置結果欄のとおりですが、主な取組としては、2段落目以降に記載していますように、定期監査等の指摘事項のうち特にリスクが高いと思われるものは、翌年度以降の監査において、重点項目として全所属で確認することとしています。令和元年度は随意契約を重点項目として定め、監査の際に特に入念に確認しているところです。

また、監査調書について、前年度分の監査結果を記載していましたが、今年度から包括外部監査も含め、過去3年度分の措置状況を記載するよう様式を改め、定期監査において確認するとともに、監査対象機関にも注意喚起を図ることとしています。今後も継続して各種取組を進めていきます。

次に、決算について御説明します。

平成30年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書の303ページをお開き願います。

監査事務局関係は、第2款総務費第9項監査委員費のみで、予算現額2億555万4千円に対して、支出済額は2億475万3,699円、不用額は80万301円です。

その内訳については、305ページを御覧ください。

まず、第1目委員費は、予算額1,927万4千円に対して、決算額は1,920万7,202円です。

この内訳は、常勤の監査委員の給与費及び非常勤の監査委員3人分の委員報酬の計1,822万6,092円と、旅費など監査に要した経費98万1,110円です。

次に、第2目事務局費は、予算額1億8,6

28万円に対して、決算額は1億8,554万6,497円です。

この内訳は、監査事務局職員20人分の給与費1億7,554万5,329円と、事務局運営費として事務局職員の旅費、需用費等の経費1千万1,168円です。

井上（明）副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁願います。

今回、事前通告はありませんが、事前通告していない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上（明）副委員長 委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上（明）副委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上（明）副委員長 別にないようですので、これで質疑を終了します。

これをもって監査事務局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔監査事務局、委員外議員退室〕

井上（明）副委員長 これより、決算審査報告について、内部協議に入ります。

さきほどの監査事務局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

井上（明）副委員長 特にないようですので、審査報告書案の取りまとめについては、本日の

審査における質疑を踏まえ、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上（明）副委員長 それでは、そのようにいたします。

以上で監査事務局関係の審査報告書の検討を終わります。

これをもって本日の審査日程は終わりましたが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上（明）副委員長 それでは、次回の委員会は、明日11日の午前10時から開きます。

以上をもって、本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。